

## 家畜ふん尿の利用と飼料用イネ



独立行政法人 家畜改良センター  
理事長 矢野 秀雄

家畜改良センターでは本所（福島県西郷村）を含む国内12の事業所において、飼養する乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー等から年間約5万8千トンの家畜排せつ物が発生しています。このうち、たい肥化・液肥化等の処理を経て93%を場内飼料畑等へ還元し、3%を場外へ譲渡し、残りは浄化处理を経て場外へ放流している状況です。これは、法令を遵守することはもとより、最近の化学肥料価格高騰に対応するとともに、資源循環型産業である畜産の本義に従い、農地への還元を第一とする考え方に基づいています。家畜に由来する家畜排せつ物の他、当センターの事業活動に伴う環境負荷の実態や環境に配慮した取組みは「家畜改良センター環境報告書」([http://www.nlbc.go.jp/i\\_koukai/menu.asp](http://www.nlbc.go.jp/i_koukai/menu.asp)) に示されていますのでご覧下さい。

さて、このように、場内で発生する大量の家畜ふん尿の利用を可能にしているのは、家畜飼養頭数規模に見合った飼料を生産する広大な耕地を有するという立地条件のおかげによるものです。しかし、国内の畜産農家に目を向けると、多くの経営において、飼料基盤の拡大を伴わない飼養頭数の増加が、家畜ふん尿の経営内利用の限界を招いています。また、経営外へ提供しようとしても諸々の事情が壁となり、地域内における耕種農家の耕地が、必ずしも家畜ふん尿の受け皿としての役目を果たせていない状況が見られます。

こうした中「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成19年3月に新たな「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」が策定されました。新たな基本方針では、同法に規定された管理基準の遵守が適用対象農家においてほぼ達成されたことを受け、たい肥化やエネルギー利用の推進へより力点を置く内容となっています。特に、たい肥については、地域の需給状況を可視化すること、利用者の多様な要望を製品の品質にとどまらず運搬・散布といったサービスにまで反映するこ

と等によって、流通の円滑化を図ることが求められています。これは、肥料や土壌改良材としてのたい肥の受け皿を、経営内から地域内耕種農家の耕地に広げるとともに、さらに広域的に流通させることを意図しています。

たい肥の地域内耕種農家との連携や広域流通を考えると、飼料用イネの存在が注目されます。多角的な施策により飼料自給率の向上を目指す中で、近年存在感を増している飼料用イネの作付面積は平成11年以降着実に伸びを見せ、平成20年では約9,000haに達しています。また、近年育成されている飼料用イネ品種の栽培適地は日本全域をほぼカバーするに至っています。

言わずもがな、飼料用イネは食用ではないことから、子実に食味を求めることはありません。食味と負の相関があるとされる子実のタンパク質含量が高くなっても気に掛ける必要はありません。また、茎葉部を含めて収穫することから、倒伏は避けながらも、できるかぎり茎葉の繁茂を指向することとなります。こうした飼料用イネの特性は、施肥において、窒素の多用を可能にします。さらに、茎葉部がほ場外に持ち去られることで不足する土壌有機物を供給するためにも、たい肥の施用が必須となります。過剰施用を避けるべく地力に応じた十分な施肥設計が求められることは当然ですが、少なくとも飼料用イネ作付けの広がり、国内の限られた耕地において家畜ふん尿の利用場面を大きく拡大することになるでしょう。

当センターでは、講習会の開催等を通じて飼料用イネ生産に係る技術支援を行うとともに、種子の需要を満たすため、一部の品種について種子の増殖に協力させていただいています。自給飼料の生産増強に加えて、家畜ふん尿の利用促進につなげるため、関係者一丸となつての取組みに邁進して参りたいと考えています。